

NO.	該当項目	質 問	回 答
1	実施要領_9(3)	「(3) 提出方法」に「正本(提出書類①~⑬を綴ったもの)を1部」とあります。 「①参加申請書」と「④会社概要書」は、参加申請で既に提出しているものと思われませんが、企画書等の提出の際も再度提出する必要がありますか。 また、その場合は参加申請時に提出したもののコピーで良いですか。	「①参加申請書」「④会社概要書」は企画提案書提出時に再提出してください。ただし参加申請時のコピーをご提出いただいて構いません。
2	実施要領_9(1)	「⑥事業実績書(様式第5号)」について、弊社は過去5か年における類似事業として約130件程度を有しております。 「⑥事業実績書(様式第5号)」の注釈に「欄が不足する場合は適宜追加すること」とありますが、過去5か年の実績(約130件程度)のうち、10件程度を抜粋しての記載でも良いですか。	過去5か年全ての実績ではなく、抜粋したものを記載いただいて構いません。
3	実施要領_9(1)	「⑪納税証明書(法人市町村民税固定資産税)」について、「市内に事業所等がある場合、直近2年分、発行後3ヶ月以内のもの」とあります。 松戸市内に事業所が無い場合は、本社所在地(大阪市)分を提出する必要がありますか。	市内に事業所が無い場合、「⑪納税証明書(法人市町村民税固定資産税)」は提出していただくなくても構いません。
4	実施要領_9(1)	「⑬委任状(任意様式)」について、参加申込及び企画提案書類の提出(持参対応のみ)を本社から支店に委任する場合も提出が必要となりますか。	本社から支店に委任する場合は、「⑬委任状(任意様式)」をご提出ください。
5	実施要領_9(1)	「(2) 企画提案書(任意様式)」について、記載すべき事項を網羅していれば項目の提案順序の変更は可能ですか。	記載すべき事項を網羅していれば、提案順序を変更しても構いません。但し、評価基準表に記載のとおり、企画提案書ア〜クの順序で採点していきますので、採点に支障をきたすことのないようご注意ください。
6	実施要領_9(2)	「(2) 企画提案書(任意様式)」について、提案デザインをA5版原寸で中綴じ冊子の規格で付随資料として提出しても良いですか。 製本方法は異なりますが、実際の仕上がりのイメージがしやすくなる形態で提出したいと考えます。	企画提案書については、実施要領に記載のとおり、A4版両面印刷で左綴じとしてご提出ください。但し、提案デザインを見本としてご提出いただく分には構いません。
7	実施要領_9(1)	提出の電子媒体は、提出書類①~⑬全てのデータとなりますか。	電子媒体で提出いただく対象は、企画提案書ア〜クとなります。

まつと子育てガイドブック協働発行业者選考委員会\_質問事項及び回答

NO.	該当項目	質 問	回 答
8	仕様書_5(1)	「(1)ガイドブックの編集①作成業務」に、「ウ 表紙及び裏表紙デザインの作成」とありますが、裏表紙に広告を掲載することは可能ですか。	可能です。この旨を企画提案書に記載しご提示ください。
9	仕様書_5(2)	「(2)広告営業④責任」について、「告知から契約までの一切を事業者の責任のもとで行う」とありますが、広報誌及び市HPでの協働発行业者周知は貴市で行っていただけますか。	市の広報誌及び市ホームページで本事業の周知を行う場合は本市が行います。但し、周知する内容・方法等については本市との協議が必要です。
10	仕様書_5(3)	「(3)印刷・製本①印刷数」の15,000冊に、広告掲載者への見本誌提供としての部数(200部程度)は含まれますか。含まれない場合、適当数を加えた部数を提案することは可能ですか。	印刷数15,000冊の中に、見本誌提供分は含んでおりません。提案時に適当数を加えた部数をご提案ください。
11	仕様書_5(2)	市のホームページ及び広報誌等で媒体発行や広告募集のお知らせ等は可能か。	市の広報誌及び市ホームページで本事業の周知を行う場合は本市が行います。但し、周知する内容・方法等については本市との協議が必要です。
12	仕様書_5(2)	広告営業の際、市章等をリーフやDMに使用できるか。	使用範囲に応じて調整いたします。
13	仕様書_8(3)	成果物に係る使用权及び著作権は、市に帰属するものであるが、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は受注者に留保されるものであるという認識でよいか。	当事業において編集・構成等を経て著作物となったものの使用权及び著作権については、市に帰属します。但し、地図に関してはその限りではありません。